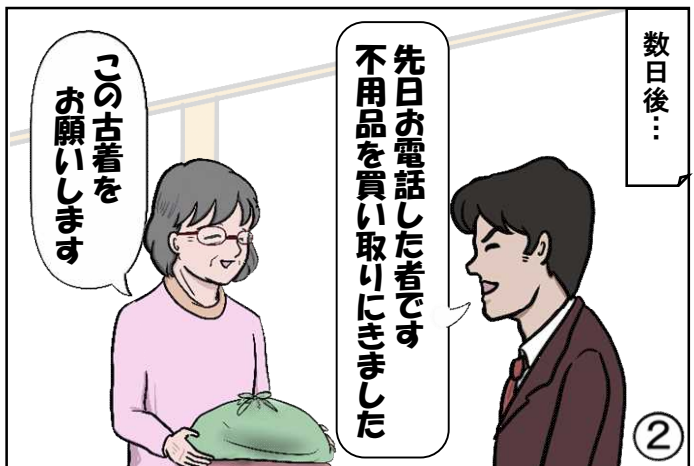


ホットな消費者見守りニュース

80号

不要品を買い取ってもらうはずが、大切な貴金属も強引に買い取られる!?



ポイント



- 「不用品を買い取る」と電話があり自宅に来てもらったが、強引に貴金属を安く買い取られたという「訪問購入」に関する相談が多く寄せられています。
- 買取業者から電話がかかってきたときは、安易に訪問を承諾せず、少しでも疑問を感じたら電話を切りましょう。
- 「古着を買い取る」などと言われ訪問を承諾したにも関わらず、訪問後に貴金属など別の物品の買取を勧誘することは禁止されています。きっぱりと断りましょう。
- 「訪問購入」はクーリング・オフできます。希望しない物品を買い取られてしまったときはすぐに消費生活センター等に相談しましょう。

和歌山県消費生活センター

☎073-433-1551

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

九度山町消費生活相談窓口

☎0736-54-2019 (平日8:30-17:15)

※土日・祝日・年末年始を除く

〒648-0198

伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場産業振興課内

※消費者ホットライン ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。